

令和6年度
木材の利用の促進に関する
県の施策の実施状況

令和7年10月

秋 田 県

「木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況」は、秋田県木材利用促進条例第15条の規定に基づき作成するものである。

[参考]

秋田県木材利用促進条例（平成28年4月1日 秋田県条例第6号）

（施策の実施状況の公表）

第15条 知事は、毎年、木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

目 次

令和6年度 木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況	1
1 木材の利用の促進のために具体的に取る施策	2
(1) 木材の優先利用の促進のための施策	2
① ウッドファーストの推進	2
② 県民に対する木材利用の意義の普及啓発と情報発信の強化	3
ア) 秋田県県産木材利用推進功労者表彰	3
イ) SNSによる情報発信	3
ウ) 県産材利用に係る二酸化炭素固定量の認証	4
③ 木育の促進	5
(2) 県産木材の利用の促進のための施策	6
① 公共部門での木材の優先利用の促進	6
ア) 公共施設での木材の優先利用	6
イ) 土木分野での木材の優先利用	7
② 民間部門での木材の優先利用の促進	7
ア) 住宅分野での木材の優先利用	7
イ) 非住宅分野での木材の優先利用	7
③ 県産木材の需要拡大のために必要な供給体制づくりの促進	8
(3) 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策	9
① 県外住宅での県産木材製品の需要拡大	9
② 県外での県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施	9
③ 海外への県産木材製品の販路拡大	10
2 木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策	11
① 秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進	11
② 産学官連携等による新たな木質部材や新製品の開発	11
③ 県産木材を活用した新製品開発の促進	11
3 木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策	12
① 新たな木質部材等の普及展開による人材の育成	12
② 新たな木質部材や県産木材を活用した木造建築への取組	12
トピックス	13
(参考) スギ製品出荷量	14

令和6年度 木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況

- 県では、平成28年4月に施行した秋田県木材利用促進条例に基づき、木材利用の促進に関する施策を総合的に推進し、県内の林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化を図ることとしており、以下の体系により具体的な施策に取り組みました。

■ 木材利用促進のための施策の体系

1 木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策

(1) 木材の優先利用の促進のための施策

- ① ウッドファーストの推進
- ② 県民に対する木材利用の意義の普及啓発と情報発信の強化
- ③ 木育の促進

(2) 県産木材の利用の促進のための施策

- ① 公共部門での木材の優先利用の促進
- ② 民間部門での木材の優先利用の促進
- ③ 県産木材の需要拡大のために必要な供給体制づくりの促進

(3) 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策

- ① 県外での県産木材製品の需要の拡大
- ② 海外への県産木材製品の販路の拡大

2 木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策

- ① 秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進

- ② 産学官連携等による新たな木質部材や新製品の開発

3 木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策

- ① 新たな木質部材等の普及展開による人材の育成

- ② 新たな木質部材や県産木材を活用した木造建築への取組

1 木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策

(1) 木材の優先利用の促進のための施策

- ◆ 木材の優先利用を促進するため、ウッドファースト県民運動の推進や、木材利用の意義の普及啓発と情報発信の他、次代を担う子ども達への木育を促進します。

① ウッドファーストの推進

木造・木質化のモデルとなる優れた建築物を県民や建築関係者に広く紹介し、木材利用の普及啓発を図るため、「ウッドファーストあきた木造・木質化建築賞」を令和6年度も実施したところ、5点の応募があり、木材の特徴や良さを活かした4点に最優秀賞を授与した。

受賞作品を紹介するパンフレットを作成し、関係機関へ配付するとともに、県公式ウェブサイトで紹介した。

また、小学生の森林学習の教材として、森林のはたらきと木材の利用に関する副読本「あきたの森林」を作成し、小学校や特別支援学校等へ配布した。

(小学校及び特別支援学校 計191校、配布部数7,310部)

〔関連事業〕ウッドファーストあきた木造建築人材育成事業
秋田県水と緑の森づくり推進事業（ソフト事業）

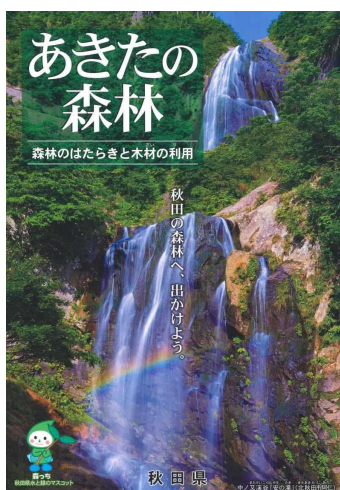
表-1 第5回ウッドファーストあきた木造・木質化建築賞の受賞作品

賞	部門	施設の名称	所在市町村
最優秀賞	木造A※	つばめの森保育園	能代市
	木造B※	秋田銀行田沢湖支店	仙北市
	内装木質化	スズキアリーナ能代	能代市
	リノベーション	秋田プライウッド旧社員寮	秋田市

※木造A:延床面積500m²超、木造B:延床面積500m²以下



第5回 ウッドファーストあきた
木造・木質化建築賞 受賞作品集



副読本「あきたの森林」



② 県民に対する木材利用の意義の普及啓発と情報発信の強化

ア) 秋田県県産木材利用推進功労者表彰

県産材利用に関する活動が顕著な団体等の活動事例を県民に広く紹介し、県産材利用を一層促進するため、「能代木材産業連合会」を功労者に選定し、由利本荘市で開催された「水と緑の森林祭」において表彰した。

同連合会は、川上から川下に至る木材の生産・供給に関わる能代市内の企業等で組織された団体であり、原木の安定供給や地元木材を利用した住宅等の建築促進、市民への木工体験等、地域材の利用拡大のために幅広い活動を行っている。



表彰式



木工体験



高校への林業・木材産業の出前授業

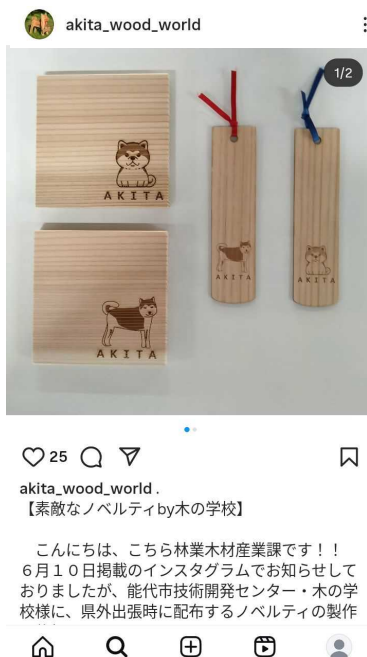
イ) SNSによる情報発信

県庁の林業関係3課※で運営する県公式インスタグラム（森と木の国あきた）において、建築賞の応募作品や各種イベントの紹介など、木材利用に関する情報発信を行った。

※林業木材産業課、森林資源造成課、森林環境保全課



@AKITA_WOOD_WORLD



Instagramに掲載した記事

ウ) 県産材利用に係る二酸化炭素固定量の認証

秋田銀行田沢湖支店及び「あきた材パートナー」として、県外で県産材の利用・普及に取り組む住宅メーカー15社が建築した住宅415戸の二酸化炭素固定量を認証し、認証書を発行した。

令和6年度に県が認証した固定量は合計1,970トン※1であり、これは1世帯が1年間に排出する二酸化炭素量の約766世帯分※2に相当する。

[関連事業] あきた材県外住宅販路強化事業

※1：CO2固定量(t-CO2) = 材積(m³) × 容積密度0.38(t/m³) × 炭素含有率0.5 × CO2換算係数44/12

※2：1世帯の年間排出CO2量：2.57t-CO2 (出展：令和4年度 家庭部門のCO2排出実態調査(環境省))

表-2 県産材利用に係る二酸化炭素固定認証の内容

区 分	棟数	木材使用量 (m³)	CO2固定量 (t-CO ₂)
秋田銀行田沢湖支店	1	49.6	30.1
(あきた材パートナー) タマホーム(株)ほか14社	415	2,780.0	1,940.2
計	416	2,829.6	1,970.3



秋田銀行田沢湖支店

秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度

自宅、社屋、店舗の二酸化炭素固定量を算定してみませんか？

CO₂固定量のイメージ

CO₂固定量が10トン(スギ材として15m³に相当)あれば

- 家庭1世帯が排出するCO₂量の約2年分に相当 (5.06トン/年)
- 自家用車1台が排出するCO₂量の約4年分に相当 (2.3トン/年)
- 人間1人が呼吸により排出するCO₂量の約31年分に相当 (0.32トン/年)

＜資料出所：国立環境研究所、林野庁＞

申請・問い合わせ先

秋田県 農林水産部 林業木材産業課 木材利用推進チーム
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 TEL.018-860-1915

認証制度リーフレット(抜粋)

秋田県産材利用促進CO₂固定量認証書

建築物の名称
住宅

〇〇県〇〇市〇〇1-1
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 様

令和 年 月 日付けで申請があった秋田県産材利用促進CO₂固定量を算定したので、次のとおり認証します。

CO₂固定量 〇〇〇.〇 t-CO₂
(県産材使用量 〇〇〇.〇 m³)

令和 年 月 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

CO₂固定量認証書

③ 木育の促進

秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、幼稚園や小・中学校、森林ボランティア団体などが実施する木育活動に対し支援を行ったほか、木のおもちゃの貸出も行い、子どもが木と触れあう機会を提供した。

また、公共施設などにおいて親子が直接木を見て触れあうことができる木育空間の整備に支援した。

〔関連事業〕 秋田県水と緑の森づくり推進事業、秋田県水と緑の森づくり事業

表-3 森づくり税を活用した木育活動支援件数 (単位：件)

実施主体	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園・保育園	18	17	20
小学校・中学校	13	14	14
市町村	4	5	4
民間事業者等	13	8	10
計	48	44	48
木育空間整備	2	1	1



湯沢市 緑風荘のキッズルームに設置された遊具等

(2) 県産木材の利用の促進のための施策

- ◆ 県は率先して公共建築物などの木造化・木質化を推進するとともに、住宅や民間の非住宅分野での木材利用を促進します。
- ◆ CLTや耐火部材などの新たな木質部材や、木質バイオマスなどの利用を促進するとともに、品質・性能の確かな県産木材製品の供給体制づくりを支援します。

① 公共部門での木材の優先利用の促進

ア) 公共施設での木材の優先利用

令和6年度に県が整備した4施設のうち、3施設で木造化を図った。

表-4 県営施設の建築数

(単位：件)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
木造化	13	3	3
内装木質化	5	7	—
その他	11	4	1
計 (木造・木質化率)	29 (62%)	14 (71%)	4 (75%)

○ 木造施設



金足農業高等学校 野球部室



栗田支援学校 倉庫・トイレ



横手警察署 大雄警察官駐在所

イ) 土木分野での木材の優先利用

公共事業を中心に、県産材を使用した木製残存型枠を使用した治山ダム工や土留工などが施工された。

〔関連事業〕 復旧治山事業ほか



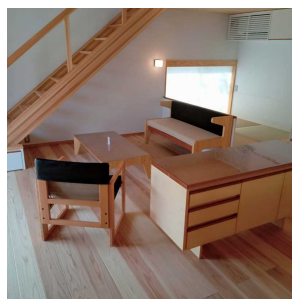
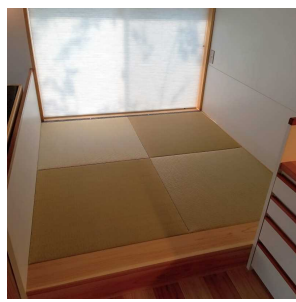
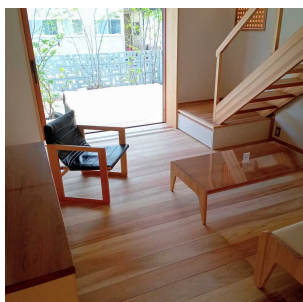
県産木材を使用した土木施設の例（左：治山ダム工、右：土留工）

② 民間部門での木材の優先利用の促進

ア) 住宅分野での木材の優先利用

住宅における県産材利用を促進するため、県内で新築住宅を建築する15グループが実施した構造材や下地材での県産材利用を高める取り組みに支援した。

〔関連事業〕 ウッドファーストあきた県内住宅販路強化事業



県産材を使用して建築された住宅の例

イ) 非住宅分野での木材の優先利用

民間施設においても、外装や内装に県産材を使用した新築やリノベーションが行われ、ぬくもりや親しみやすさを感じる魅力的な空間となっている。



ホテルでの使用例



店舗での使用例

③ 県産木材の需要拡大のために必要な供給体制づくりの促進

県産木材の需要拡大のためには、良質材の生産から低質材・未利用材の活用まで、森林資源をくまなく利用する木材の供給体制づくりが重要であり、木材加工流通施設等の導入を支援した。

[関連事業] 林業成長産業化総合対策事業



合板単板乾燥機



(プレカット工場) 集塵機、焼却炉



合板加工機



羽柄材加工機



原木輸送用トラック



(3) 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策

- ◆ 首都圏など県外での需要拡大を図るためのプロモーション活動や、海外への輸出にチャレンジする取り組みを促進します。

① 県外住宅での県産木材製品の需要拡大

「あきた材パートナー」に登録されている県外の住宅メーカーが、県外の15都県において、構造材や内装材などに県産木材製品を使用した住宅を建築した。

[関連事業]あきた材県外住宅販路強化事業

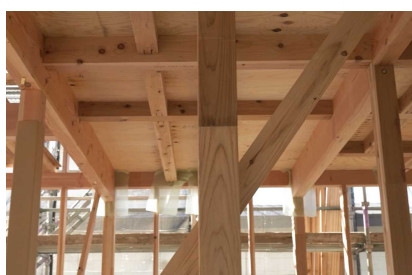
表-5 協定等に基づく住宅建築実績

種 別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録企業数(者)	13	18	26
実施企業数(者)	9	11	15
施工地域(都県)	14	17	15
施工数(戸)	335	335	415

② 県外での県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施

森林資源の成熟に伴って増加する高品質スギ大径材等を用いた製品を県産材の新たなブランドとして確立するため、プロモーションビデオを作成したほか、住宅の内装などに用いる木材製品や、家具・小物などの展示会(東京MOCTION)を東京都新宿区で開催し、14日間で延べ512人が来場した。(令和6年10月24日～11月5日)

[関連事業]オールあきた材ブランド発信事業



オールあきた材での住宅建築を紹介するプロモーションビデオ



県産材を使った製品の展示



トークショウ

③ 海外への県産木材製品の販路の拡大

○台湾へのプロモーション活動

台湾への輸出体制を整備するため、内装材等の販路開拓に向けたマーケット調査やプロモーション活動を行った。

[関連事業] あきた材輸出販路強化事業



台湾市場ニーズ調査



県内業界団体向けのセミナー



台湾関係者への県内製品のプロモーション

○スギ製品の輸出状況

これまで県で支援してきた住宅で使うフェンス用木材や、その他の製品も海外に輸出されるようになってきており、その状況把握に努めた。

表-6 スギ製品の輸出状況（年次）

（単位：m³）

輸出先	令和4年	令和5年	令和6年	主な品目
アメリカ合衆国	807	78	243	製材
中華人民共和国	1,219	524	10,573	製材
台湾	0	40	2,208	製材
フィリピン	46,830	45,878	42,671	合板、製材
その他 （東南アジア）	120	208	152	製材
計	48,976	46,728	55,847	

出典：財務省貿易統計（秋田船川税関支署管内分）

2 木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策

- ◆ 多様な木質部材に対するニーズに応えるため、秋田県立大学木材高度加工研究所などでの木材の加工・利用に関する技術開発を促進します。

- ① 秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進
県、秋田県立大学、建築関係企業が連携して開発したスギトラス工法が、保育園や障がい者福祉施設に活用されている。



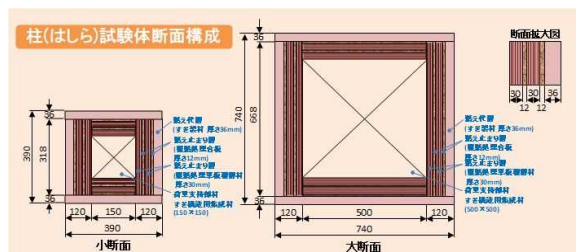
つばめの森保育園（能代市）



能代地域生活支援センター

- ② 産学官連携等による新たな木質部材や新製品の開発

県、秋田県立大学、木材加工企業、建材商社などが連携して開発した木質耐火部材（2時間耐火性能）が令和4年度に国土交通大臣の認定を受けた後、90分耐火部材の開発に取り組んでおり、令和6年度は燃焼試験を実施した。



木質耐火部材の断面構成

- ③ 県産木材を活用した新製品開発の促進

公益財団法人 秋田県木材加工推進機構では、秋田県立大学 木材高度加工研究所の協力を得ながら、企業から依頼を受けて木材に関する性能試験（強度、物性、耐火・燃焼試験ほか）を行っている。

性能試験は、椅子やフローリング、木質耐火部材などの新製品開発に役立っている。

表-7 性能試験の受託件数

（単位：件）

試験の区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
強度関係	30	28	26
物性関係	10	14	7
耐火・燃焼関係	14	10	10
その他	9	6	5
計	63	58	48

3 木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策

- ◆ 県内の建築士などを対象に、県産木材製品や新たな木質部材を活用した建築物を提案できる人材を育成します。

① 新たな木質部材等の普及展開による人材の育成

木質構造など、木材利用に精通した人材を育成するため、県内の建築士、建築技術者、市町村職員を対象としたセミナーを4回開催したほか、木材に関する法律の改正や木造建築物を巡る状況などの特別講演会を開催した。

また、若手建築人材の木材への関心を高めるため、建築を学ぶ学生を対象に木材利用提案コンクールを開催し、県内で建築を学ぶ学生から17点の応募があり、最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞1点、佳作2点を選出した。

[関連事業] ウッドファーストあきた木造建築人材育成事業

表-8 木材利用に係る人材の育成状況

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
セミナー開催件数(回)	4	5	4
セミナー受講者(延べ・人)	71	147	67
木材利用提案コンクール応募(点)	26	14	17

木材利用提案コンクールの受賞作品



最優秀賞：木漏れ日のRelaxing Architecture

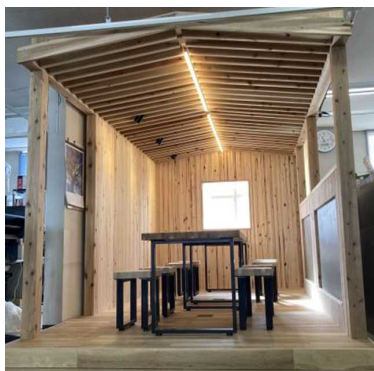


優秀賞：成長の添木

② 新たな木質部材や県産木材を活用した木造建築への取組

製材段階で発生する低質材を木ダボで接合したDLT※を用いて製作した打合せスペースや、合板の端材を活用した壁や什器など、新たな発想により開発された木材製品の利用が進んでいる。

※DLT：Dowel Laminated Timber（木ダボ積層木材）



秋田スギDLTブース・モクキューブ
(大館市)



秋田プライウッド旧社員寮
(秋田市)

秋田県内初の建築物木材利用促進協定の締結

中国木材株式会社(本社:広島県)と秋田県及び能代市は、令和6年10月11日に、「建築物木材利用促進協定」を締結しました。

当協定において、中国木材株式会社は県産材住宅用部材の安定供給、再造林及び二酸化炭素排出削減に取り組み、秋田県及び能代市は活用可能な支援制度の情報提供、取り組みの周知やPRについて支援することになっています。

建築物木材利用促進協定は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第15条により、建築物における木材利用を促進するために、事業者等と国又は地方公共団体が協定を締結し、木材利用に取り組む制度です。



協定の調印式

○協定の内容

循環型林業に向けた県産材住宅用部材の安定供給等による建築物木材利用促進協定

<中国木材株式会社の木材利用の促進に関する構想>

森林資源の持続的な整備と伐採利用による循環型林業を実現するため、県産材住宅用部材の安定供給及び再造林に努めるとともに、化石燃料による二酸化炭素排出を削減することで、県内の森林資源の有効活用及び地球温暖化対策への貢献に努める。

<中国木材株式会社の構想の達成に向けた取組の内容>

- ・ 県産材集成材、乾燥材製品の安定供給体制を構築
- ・ 山元への利益還元と林業関連産業の雇用を創出
- ・ 地域の木材価格の収益性を確保し、再投資による再造林を推進
- ・ 生産過程で発生する樹皮及び木くずを木質バイオマスとして有効活用し、熱源及び電力としてエネルギー利用

<構想の達成のための秋田県及び能代市による支援>

- ・ 本取組の周知やPR
- ・ 活用できる支援制度の情報提供
- ・ 木材利用に関する技術的助言

有効期間: 令和10年3月31日まで
対象区域: 秋田県及び能代市

(参考) スギ製品の出荷量について

【ふるさと秋田元気創造プランの数値目標と実績】

「木材利用の促進に関する指針」は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与するという秋田県木材利用促進条例に掲げる目標を実現するために定めたものです。

本指針は、県政の運営方針である「新秋田元気創造プラン」、県農林水産施策の基本計画となる「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」を補完し、本県の木材利用の促進に向けた施策の基本方向を明らかにしています。

「新秋田元気創造プラン」及び「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」では、施策として「林業・木材産業の成長産業化」を掲げ、木材・木製品の需要拡大を図るため、スギ製品出荷量を指標の一つに設定し、推進しています。

表-9 スギ製品出荷の状況

年度	目標 (千m ³)	実績 (千m ³)	達成率 (実績/目標) (%)
H26	550	651	118
H27	555	636	115
H28	570	591	104
H29	585	634	108
H30	651	640	98
R元	670	634	95
R2	688	530	77
R3	706	608	86
R4	712	524	74
R5	731	403	55
R6	742	504	68